

[事案 2020-220] 新契約無効請求

・令和3年4月6日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な行為等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年10月に契約した医療保険（契約①）および令和元年6月に契約した外貨建終身保険（契約②）について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①は、募集人に対して、自分が加入している別会社の保険と保障内容が重複していないのであれば加入するという話をして契約したものであったが、保障内容が重複していたことが判明したことから、解約を申し出たところ、募集人が保険料を負担する旨の不適切な発言があった。
- (2) 契約②については、株やFXより安全で、契約後も保険金額を増額することができるという説明を受けたが、実際には増額することはできず、誤説明であった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①について、募集人から、保険料を負担する旨の不適切な発言があったことは認めるが、重複ないし過剰な保障内容の契約は勧めていない。
- (2) 募集人は、申込後すぐに保険金額を増額することはできない旨の回答をしたものの、申立人自身も契約②を取り消さなかったことから、保険金額を増額できるか否かは、契約するかどうかの重要な要素に当たらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。